

平成 16 年度下期原子力安全・品質保証会議選定テーマ監査結果概要

1. 「テーマ1 定期検査時の運転当直の体制と安全管理の実施状況について」

作業が輻輳する定期検査時の運転当直業務について、体制と責任・権限、必要な情報の伝達・共有等の視点から、安全管理が的確かつ有効に行われているか、パフォーマンスの達成度はどの程度かを確認した。

- a. 定期検査時の当直体制
運転体制については、建物設計・配置面等から、1つの中央操作室で管理するユニット数に相違あり。定検体制については、発電所毎に、定検G*の人数や構成、定検総括者の職位、訓練班からの応援体制に相違あり。(*定検G：運転当直6班から各班2~3名を選定し、日勤として定期検査時のプラント管理を行う班体制。)
- b. PTW(作業票)の審査・承認業務
各発電所ともPTWの審査・承認は、保安規定への適合性、人身安全・設備安全確保の面から確認される等、適切に実施。
PTWの標準化の推進状況とPTW申請状況に、発電所間で差違あり。
- c. 当直の定検時作業状況の確認
当直と保全の間、当直内の情報共有やコミュニケーションに不足も見られた。
- d. 定検Gのミーティングや業務引継
定検Gのミーティングで、工程の進捗や作業予定等を周知。
定検Gから当直員への引継日誌に、定検ユニットの主要な運転操作や現場状況等の申し送り事項を記載し、当直長が承認のうえ引継を実施。
- e. トラブル情報等の当直員への伝達と周知
当直長へのトラブル情報は、所内イントラやメールマガジンによる電子情報の他、運転管理部長からの指示文書、当直長会議等により伝達。当直員には、班内ミーティングにより周知。
他発電所や他号機の運転に関するトラブル情報の伝達は、タイムリーかつ十分でないとの意見あり。
- f. 工程管理の状況
各発電所とも、定検Gの作業予定等の情報を、保全部と協力企業とで共有するため、様々な方策を工夫し実施。

2. 「テーマ2 過去のテーマ監査結果に基づく改善活動の有効性評価とフォローアップ」

平成14年度下期~15年度下期に実施した監査の是正・改善処置の進捗管理状況を確認するとともに、その中から「不適合管理プロセス」(平成14年度下期)および「社外委託業務における当社の関与」(平成15年度下期)について、現在の改善状況(有効性)を確認した。

) 是正・改善処置の進捗と発電所の管理状況

- a. 進捗状況
3発電所合計での是正・改善処置完了率は、監査前のH16年9月末時点で23%。その後H17年2月末では71%に上昇。
遅延理由は、「処置計画(取組み予定)の変更手続きの未実施」、「組織改編時の対応箇所の混乱」、「処置実施後の報告の失念」など。
- b. 発電所全体としての推進・管理の仕組み
各発電所とも、当初は、是正・改善処置の実施責任箇所が件名毎に明確化されていたが、組

織改編(H16年1月及び7月)後に、担当箇所が不明確になってしまった事例が多くあり。件名毎の処置結果は、所長、副所長等により承認されているが、半期毎の所長マネジメントレビューには、「テーマ監査結果・対応状況等」がインプットとされていないケースあり。また、発電所としての進捗管理、督促等は、十分に実施されていない状況。

- c. 実施責任箇所(ラインの各グループ等)における改善活動の取組み状況
実施責任箇所では、担当者変更後に「新担当者に引継を受けた認識がなかった」や「キャップ共々失念した」といった事例が一部でみられた。
処置推進の途中状況のGM管理、GMへの報告が未実施。また、直面する業務課題への対応が優先で、是正・改善への取組みの意識が必ずしも高くない。

) 不適合管理プロセスの改善状況

前回監査以降、マニュアル体系の整備、管理プロセスの改善とシステム化、不適合管理委員会運営実績の積み上げ等により、課題であった責任・権限の明確化、判断の透明性などが格段に向上していることを確認。

- a. 不適合管理委員会の運営状況
各発電所で不適合管理委員会のメンバー構成、審議の進め方や議論の様子に相異。今後、委員会運営が一層効果的、効率的になるよう、各発電所の良好事例の取り込みを期待。
- b. 不適合管理システム(パスポートシステム)の活用状況
保全業務全般のシステム化構想のもと、3発電所に不適合管理システムが導入。しかし、その操作性に対する不満は大きく、業務負荷も多大との声が多数あり。
- c. 是正処置(再発防止対策)及び水平展開の検討要否の判断基準
各発電所とも「是正処置及び水平展開の検討要否の判断基準」が不明確。
- d. 不適合データの分析・評価
各発電所とも、不適合事象については、不適合管理委員会で、号機別・グレード別・グループ別・現象別・原因別・対策別等の面から、分析・評価を実施。今後は、これらデータの予防保全活動への活用を期待。
- e. 不適合発見から不適合管理委員会報告までの所要日数
平成15年度下期監査結果と至近の状況との比較では、日数の短縮と増加、双方の事例あり。
- f. 不適合処理状況の管理
各発電所ともプラント起動前には、当該号機分の不適合処置が完了しているか、未完了でも起動に影響がないかを、不適合管理委員会で確認。
- g. 社外への情報提供・公表の状況
平成15年11月に本店が制定した公表基準に基づき、各発電所でその具体的な運用ルールを定めた又は定めつつある状況。懸案であった、区分設定の判断、通報・公表のタイミングなどの改善要望を、各発電所とも真摯に受け止め、改善に向けた取組みを行っていることを確認。

) 社外委託業務における当社の関与

各発電所計7つの委託業務をサンプリングし、「当社の関与」を主な視点として業務内容を確認。その結果、発注時/業務遂行時/検収時のそれぞれにおける委託先とのインターフェイスで、必要な関与(立会いポイントの設定/現場立会いとその記録保管/委託成果の評価・確認)が行われ、問題がないことを確認。

以上